

寄贈を受けない資料

平成30年10月1日

香川県立図書館寄贈資料取扱要綱 2-(5)その他、館長が定める寄贈を受けない資料は、次のとおりとする。

1. 香川県立図書館資料収集方針及び香川県立図書館部門別資料収集基準に適合しない資料
2. 既に必要部数を所蔵している資料
3. 破損・汚損・書き込み等のある資料
4. 変色したり、かびが発生している資料
5. 記述内容やデータが古く、資料的価値がないと判断される資料（古い百科事典、実用書、軽易な読み物、雑学の本など）
6. 手書きによるものや未製本のものなど、出版物の体裁を持たない資料
7. 自費出版物のうち、下記に該当するもの（香川県に関するものや香川県出身者に関するものを除く。）
 - ・自分史、家系に関する著作
 - ・小説、短歌、俳句、詩などの文学作品
 - ・各分野の随筆、意見書
 - ・写真集、絵画集等の作品集
 - ・非専門家の調査研究書、客観的データのない調査研究書
8. 政治宣伝、宗教の布教、特定の企業の営業等を目的とした内容の資料
9. 継続的な寄贈を見込めない新聞や雑誌等の逐次刊行物、不揃いの全集や多巻物の資料（欠号、欠本の補充を除く。）
10. DVD、ビデオなどの映像資料（製作者からの寄贈を除く。）
11. 図書館で再生できない音声資料や電子媒体に記録された資料
12. 著作権法上、疑義のある資料
13. その他、館長が必要と認めない資料